

◎新潟県告示第1242号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年8月27日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社名目所建設
齋藤 由隆
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区松浜新町32-25
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第22808号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年8月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年9月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
東邦産業株式会社
五十嵐 祐司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区医学町通2-10-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第3996号
 - 5 処分の内容 土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年9月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社入山
入山 由美子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区坂井東5-23-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第23762号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年9月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社進栄工業
登坂 哲
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区大倉613
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第22236号

5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年9月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社山際工務店

山際 京子

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区木場94

4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第14309号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年9月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

新潟地域住宅相談

南 和男

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区川岸町3-17-2

4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第44124号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年9月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年9月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

星野材木店

星野 久衛

3 主たる営業所の所在地

胎内市新和町3-7

4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第13401号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年9月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社鈴木組

鈴木 義雄

- 3 主たる営業所の所在地
上越市大字島田233
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第10156号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年9月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新和冷熱工業
久保 町子
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市青島町2707-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第17284号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年9月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長岡土建工業株式会社
櫻井 正行
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市干場2-4-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（特-23）第6239号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年9月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社リアライズ
左近 聖一
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市旭町3-32
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第43303号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年9月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社池田住研

池田 茂

- 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字上四ッ屋211-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-20）第41489号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年9月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社丸金建材運輸
金子 敏明
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市羽茂村山807-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第43688号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
I S I 技巧
石井 芳夫
 - 3 主たる営業所の所在地
北蒲原郡聖籠町東港7-6068-29
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第42895号
 - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
建築白石
白石 満
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字西谷内55-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第42581号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社中山商会
中山 新六
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市住吉町5-2-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第12261号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社安藤物産
安藤 好圓
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市畑野甲576-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第42066号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社野本木工所
野本 誠造
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市新町1-4-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第43041号
 - 5 処分の内容 大工工事業、内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大沢組
大澤 泰史
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区中山7-34-10
- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-23)第2018号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成25年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。